

研究機関名：東北大学

受付番号： 2015-1-176
研究課題名 膵癌組織における上皮細胞及び間葉系細胞のマーカー分子の定量
実施責任者（所属部局・分野等・職名・氏名）： 医学系研究科・消化器外科学分野・教授・海野 倫明
研究期間 西暦 2015 年 07 月（倫理委員会承認後）～2020 年 07 月
対象材料 ■過去に採取され保存されている人体から取得した試料 ■病理材料（対象臓器名：膵）   □生検材料（対象臓器名：    ） □血液材料   □遊離細胞   ■その他（手術検体） ■研究に用いる情報 ■カルテ情報   □アンケート   □その他（    ） 対象材料の採取期間：西暦 2006 年 05 月～西暦 2013 年 09 月 対象材料の詳細情報・数量等：膵癌患者 20 症例 （対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。）
研究の目的、意義 申請者らはこれまでに dCK タンパク質発現量が膵癌における Gemcitabine 感受性に大きく寄与することを見出し報告してきた(Ohmine K, Kawaguchi K, et al. Pharm Res, 2012)。しかし、ヒト膵癌組織は上皮系細胞と間葉系細胞が混在しており、dCK は主に上皮系細胞に発現していると考えられているため、ヒト膵癌組織における真の Gemcitabine 感受性を評価するためにはこれらの存在比を含めた検討が必要である。本研究の目的は、過去当科で膵癌に対し手術を施行した手術標本を用い、上皮系細胞マーカー、間葉系細胞マーカー及び薬物動態関連タンパク質群、細胞機能を評価するためのタンパク質群の発現量を解析し、真の Gemcitabine 感受性を評価することである。更に、Gemcitabine の投与履歴や生存期間といった臨床情報と照合し、予後との関連を検討することを目的とする。
実施方法 2006 年 5 月より当科で膵癌に対し手術を行った症例の切除標本を用いて、vimentin や claudin18 などの上皮系細胞マーカー、間葉系細胞マーカー及び薬物動態関連タンパク質群、細胞機能を評価するためのタンパク質群の発現を解析する。また、診療録より、患者の臨床情報（癌の臨床病期、転移の有無、全生存期間・無増悪生存期間、抗癌剤投与の有無、抗癌剤投与期間、抗癌剤治療の効果など）を解析、前述のタンパク質発現量との相関の有無を検討し、予後との関連を解析する。
研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法 研究計画書等の資料は、原則として研究担当者にお問い合わせすることで入手・閲覧が可能である。但し、他の研究対象者等の個人情報及び知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られる。問い合わせ先は下記「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」である。

## 個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」

### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## 個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

## 本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

東北大学病院 肝胆膵外科 川口 桂

kkawaguchi@surg1.med.tohoku.ac.jp

022-717-7205